

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1011号)

平成24年1月13日

横 情 審 答 申 第 1011号  
平 成 24年 1 月 13日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

平成22年12月21日建建審第381号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定建築物新築工事（その2）・中間検査受付チェックリスト（型式適合  
認定建物の時）（開示請求の ）・中間検査受付チェックリスト（型式適合認  
定でなくなった時）（開示請求の ）」の非開示決定に対する異議申立てにつ  
いての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「特定建築物新築工事（その２）・中間検査受付チェックリスト（型式適合認定建物の時）（開示請求の ）・中間検査受付チェックリスト（型式適合認定でなくなった時）（開示請求の ）」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定建築物新築工事（その２）・中間検査受付チェックリスト（型式適合認定建物の時）（開示請求の ）・中間検査受付チェックリスト（型式適合認定でなくなった時）（開示請求の ）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年7月14日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条第17項では、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下「国の機関の長等」という。）は、特定行政庁が指定する特定工程に係る建築工事（以下「特定工程工事」という。）を終えたときは、その都度4日以内に建築主事に通知しなければならないと規定している（以下、法第18条第17項に規定する通知を「中間検査通知」といい、中間検査通知を行う際の書面である特定工程工事終了通知書を「中間検査通知書」という。）。中間検査通知は、民間事業者が建築主の場合の中間検査申請に当たる。
- (2) 建築局建築審査部建築審査課（以下「建築審査課」という。）では、特定工程工事に係る中間検査申請の受付事務を所管している。建築主が中間検査申請書を窓口を持参すると、その場で受付担当の職員が中間検査申請書の記載内容及び添付書類の有無をチェックする。中間検査申請書の記載内容及び添付書類に不足がなければ、建築主は規定の手数料分の収入証紙を申請書に貼付して提出し、中間検査の申請が完了する。

- (3) 本件請求に係る特定建築物（以下「本件建築物」という。）の新築工事（以下「本件工事」という。）では、型式適合認定建物の時に2件、型式適合認定でなくなった時に7件、合計9件の中間検査通知書を受理した。
- (4) 本件申立文書は、本件工事に係る「中間検査受付チェックリスト（申請者用）」（以下「申請者用チェックリスト」という。）である。申請者用チェックリストは、建築主が中間検査申請の前に、中間検査申請書の記載内容及び添付書類に漏れがないよう自己チェックを行うことを目的として、建築審査課の窓口及びホームページで提供している。申請者用チェックリストは、法的に提出義務がある書類ではなく、中間検査申請書への添付を要するものではない。本件工事においては、型式適合認定建物の時も型式適合認定でなくなった時も、通知者は中間検査通知書に申請者用チェックリストの添付をせずに通知した。また、本件工事に係る中間検査通知書を調べたところ、申請者用チェックリストの添付の事実はなかったことから、本件申立文書は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。
- (5) なお、申請者用チェックリストとは別に、受付担当の職員が使用する「中間検査受付チェックリスト（担当者用）」（以下「担当者用チェックリスト」という。）がある。これは、受付担当の職員が、窓口で中間検査申請書をチェックする際に必要に応じて内部的に使用しているものであり、申請を受け付ける建築審査課の中でも検査係では使用しているが、構造係では使用していない様式である。担当者用チェックリストの内容は、申請者用チェックリストとおおむね相違はなく、受付担当の職員が中間検査申請書を受け付ける上で確認すべき書類の添付や項目を見落とさないため、また必要に応じてメモを取るために使用している。なお、本件工事の中間検査は、型式適合認定建物の時は検査係が、型式適合認定でなくなった時は構造係が担当しているため、型式適合認定時の中間検査通知書の受付時にのみ、担当者用チェックリストを作成した。担当者用チェックリストについては、建築主が作成して提出したものではないことから、本件請求の対象行政文書である申請者用チェックリストであるとは解していない。

#### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を開示決定とするよう求める。
- (2) 横浜市のホームページでは、申請者に対してチェックリストの提出を指導している

のに、横浜市の事業における中間検査通知書に添付されていないのはおかしい。横浜市は率先してチェックリストを添付すべきである。

## 5 審査会の判断

### (1) 建築物の中間検査申請に係る受付事務について

法第18条第17項では、国の機関の長等は、特定工程工事を終えたときは、その旨をその日から4日以内に到達するように、建築主事に通知しなければならないと規定しており、同項は国の機関の長等以外の者が建築主の場合の中間検査申請に相当する規定である。建築審査課は特定工程工事に係る中間検査申請及び中間検査通知の受付事務を行っており、実施機関は本件建築物に係る中間検査通知書は9件受理したと説明している。

### (2) 中間検査受付チェックリストについて

中間検査受付チェックリストには、申請者用チェックリストと担当者用チェックリストがある。前者は、建築主が中間検査申請の前に中間検査申請書の記載内容及び添付書類に漏れがないよう自己チェックを行うことを目的として、建築審査課の窓口及びホームページで提供しているものであり、法的に中間検査申請書への添付を要するものではない。また、後者は受付担当の職員が、窓口で中間検査申請書をチェックする際に、必要に応じて内部的に使用しているものである。

### (3) 本件申立文書の特定について

開示請求書には、本件工事に係る「中間検査申請書及び受付チェックリスト」と記載されている。実施機関は「受付チェックリスト」について、請求対象文書を申請者用チェックリストと判断し、保有していないため非開示としている。

申立人は、「受付チェックリスト」について、異議申立書では、「市建築審査課のホームページで、チェックリストを提出するように、申請者に言っているにもかかわらず、市の事業において、それを遵守しないのは、非常におかしい。」と主張しており、異議申立書の補正書においては、「非開示とする理由が、市がホームページで言っていることと矛盾する。市の事業における計画通知書だから、率先してチェックリストを添付すべきではないか。」と、申請者用チェックリストが存在するはずであるとの主張をしていると解される。また、実施機関は、非開示理由説明書において「受付チェックリスト」は、申請者用チェックリストと担当者用チェックリストの2種類があり、担当者用チェックリストは本件申立文書には該当しないと説明しており、当審査会から申立人に非開示理由説明書に対する意見書の提出を求めたが、申立人から

意見書は提出されなかった。これらのことを併せ考えると、本件請求は本件工事に係る中間検査通知書と併せて提出された申請者用チェックリストの開示を求める趣旨であると解することが適当であると判断した。

(4) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件工事に係る中間検査通知書を調査した上で、申請者用チェックリストは添付されていなかったことから、本件申立文書は取得しておらず、保有していないと主張しているため、当審査会では、申請者用チェックリストの不存在について確認するために、平成23年10月28日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 申請者用チェックリストは、建築主が中間検査を申請する前に、中間検査申請書の記載内容及び添付書類に漏れがないよう自己チェックを行うことを目的として、建築審査課窓口及びホームページで提供し、本件異議申立てが提起された時点では、中間検査申請書に添付を求めている書面である。申請者用チェックリストは法的に提出が義務付けられている書面ではないため、中間検査通知書に添付されていなくても、中間検査通知書は受理していた。

(イ) 中間検査通知書と共に申請者用チェックリストが提出された場合は、申請者用チェックリストは中間検査通知書と一体で保存している。

(ウ) 本件工事の中間検査通知書は9件受理しているが、そのいずれにも申請者用チェックリストは添付されていなかった。また、異議申立書の提出を受けて、再度複数の担当で確認をし、添付されていないことを確認した。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

実施機関は、申請者用チェックリストは、建築主が中間検査を申請する前に中間検査申請書の記載内容及び添付書類に漏れがないよう自己チェックを行うことを目的とした書面であること、法的に提出が義務付けられている書面ではないこと並びに申請者用チェックリストが添付されていなくても中間検査通知書は受理していたことを説明している。また、本件工事に関しては、9件の中間検査通知書を受審しているが、いずれの中間検査通知書にも、申請者用チェックリストは添付されていないこと及び異議申立書の提出を受けて、再度複数の担当で添付されていないことを確認したと説明している。これらの実施機関の説明からは、本件申立文書を取得しておらず、保有していないという実施機関の主張に特段不自然な点は認められず、その他本件申立文書の存在を推認させる事情も認められ

なかった。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年12月21日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成23年1月13日 (第177回第一部会) 平成23年1月14日 (第183回第二部会) 平成23年1月21日 (第113回第三部会)	・諮問の報告
平成23年9月13日 (第198回第二部会)	・審議
平成23年9月27日 (第199回第二部会)	・審議
平成23年10月28日 (第201回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成23年11月11日 (第202回第二部会)	・審議
平成23年11月25日 (第203回第二部会)	・審議